

ジェネリック医薬品を利用して 医療費を節約しましょう

■ジェネリック医薬品とは

新薬のことを「先発医薬品」と呼びますが、ジェネリック医薬品は新薬の特許が切れた後に販売される医薬品であるため「後発医薬品」と呼びます。後から販売されるようになって、新薬と同じ有効成分・用法用量で、同等の効果を持つようにつくられています。

■ジェネリック医薬品が安い理由

新薬を開発するには莫大な費用がかかりますが、その新薬は、20～25年の特許期間、開発メーカーが独占的に製造することができます。

しかし、この特許期間が過ぎるとほかのメーカーも同じ成分の薬を製造することができず。開発の費用がかからない分、ジェネリック医薬品の価格は新薬の2～7割ほどのものが多いとなっています。

■ジェネリック医薬品の推奨理由

高齢化が進み今後も医療費が伸びていくことが予想されており、皆さんの医療費の負担も増えていくことになり

ます。

ジェネリック医薬品を使うことで自身自身の費用負担が減ると同時に国民健康保険財政への負担も減らすことができます。保険で負担する医療費を抑えることは、それに必要な国民健康保険税はもちろん国、県、町の税金の負担を抑えることにつながります。

■どうすればジェネリック医薬品を利用できるか

ジェネリック医薬品の処方を希望する場合は、医師の処方せんが必要です。まずはかかりつけの医師や薬剤師にご相談ください。

国民健康保険被保険者証と一緒に「ジェネリック医薬品希望カード」を配布しています。自分から言い出しにくいときなどにぜひ活用ください。

詳細は、日本ジェネリック製薬協会のホームページをご覧ください▼



【お問い合わせ先】

町住民生活課

☎ 096-234-1113

(内線1008)

盛土等の行為には 許可・届出が必要となります

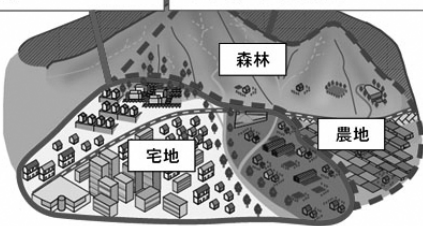
令和3年7月に静岡県熱海市で大雨に伴う盛土の崩落により甚大な人的物的被害が発生したことを踏まえて、土地の用途（宅地、森林、農地等）にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で規制する「盛土規制法」が制定されました。なお、許可、届出の手続きは令和7年度からを予定しています。

■盛土規制法のポイント

①「宅地造成等工事規制区域」および「特定盛土等規制区域」の2種類の規制区域を指定します。

宅地造成等工事規制区域
市街地や集落、その周辺など、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼす区域を指定

特定盛土等規制区域
市街地や集落などから離れているものの、地形等の条件から、盛土等が行われれば、人家等に危害を及ぼす区域等を指定



引用元：国交省パンフレット

②一定規模以上の盛土・切土や、一時的な土石の堆積が対象となります。
例えば：

- ・農地に盛土をして宅地にする
- ・盛土・切土をして、山に太陽光パネルを設置する
- ・土捨て場をつくる
- ・農地を土砂の一時的な保管場所として貸し出し、土砂を置く
- などの行為が対象となります。



③許可を受けるためには法定の安全基準を満たす必要があります。
④規制区域内では、土地所有者などが常に安全な状態を維持する必要があります。

【お問い合わせ先】

熊本県建築課

☎ 096-333-2542



収入などが一定基準額以下の 年金受給者を支援します

年金生活者支援給付金は、公的年金などの収入や所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されているものです。

■支援給付金の受給資格対象となる要件

受給の対象となるには、次の要件をすべて満たしている必要があります。ただし、いずれの場合も障害年金などの非課税収入は、年金生活者支援給付金の判定に用いる所得には含まれません。

- **老齢基礎年金を受給している人**
- 65歳以上であること
- 同一世帯の全員が町民税非課税であること
- 前年の年金収入額とその他の所得額の合計が87万8900円以下であること

● **障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している人**

前年の所得額が472万1000円以下であること

※給付額は扶養親族などの数に応じて増額されます。

■請求手続きについて

- **新たに年金生活者支援給付金を受給できる人**

受給対象となる人には、日本年金機構から請求可能な旨のお知らせが送付されます。同封のハガキ（年金生活者支援給付金請求書）に必要事項を記入し、提出してください。

- **これまで年金生活者支援給付金を受給していた人**

日本年金機構が引き続き支給要件に該当しているか確認し、支給することとなっています。

支給金額が変更となる人には「年金生活者支援給付金支給金額改定通知書」が、不該当となる人には「年金生活者支援給付金不該当通知書」がそれぞれ送付されています。不該当の人で住民異動などにより受給要件に該当する場合は、再度請求ができます。

【お問い合わせ先】

熊本東年金事務所

☎ 096・367・2503

町住民生活課

☎ 096・234・1113

(内線103)

第三者の行為によって傷害を受けたら届け出を

交通事故や飼い犬にかまれるなど第三者の行為によって病気や負傷をすることを「第三者行為」といいます。国民健康保険被保険者や後期高齢者医療保険被保険者が第三者行為によって傷害を受けた場合、被害者の過失割合部分を除き、医療費は加害者が負担することになっています。

第三者行為による医療費は、国民健康保険および後期高齢者医療保険（保険者）が一時立て替えて支払います。そのあと町に届け出をすると、立て替え分を保険者が加害者に代理請求します。

届け出の前に加害者と示談を結ぶとその内容が優先し、国民健康保険および後期高齢者医療保険での保険診療扱いをすることができなくなる場合があります。示談を結ぶ前に、必ず町住民生活課保険係へ届け出てください。

●第三者の行為の例

交通事故やけんかによる傷害、飼い犬噛みつきによる傷害、建設現場などでの落下物による傷害

●交通事故にあった場合は

交通事故に遭ったら、すみやかに警察に届け「交通事故証明書」を申請しましょう。

●届け出に必要なもの

被保険者証、第三者行為による被害届、交通事故証明書、事故発生状況報告書、念書、誓約書、印かん（町住民生活課にお問い合わせください）

【お問い合わせ先】

町住民生活課 ☎ 096 - 234 - 1113（内線107）

くらしの情報

LOCAL NEWS &
LOCAL INFORMATION

❖ イベント等の開催に関する詳細は
各問い合わせ先にご確認ください

お知らせ

10月は里親月間です

里親制度とは、親の病気や虐待など、さまざまな理由により家族と生活ができない子どもを、自分の家庭に迎え入れ、温かな愛情をもって養育する制度です。大変なこともあるかもしれませんが、たくさんの方の支援機関が里親家庭をサポートします。まずは、お気軽にお問い合わせください。

▼お問い合わせ先

慈愛園乳児ホーム養育家庭支援センターきらきら

☎ 096・383・8100

住民税非課税世帯等に対する給付金について

エネルギー・食料品価格等の物価

お問い合わせ先一覧

- ❖ 甲佐町役場
096-234-1111（代表）
- ❖ 甲佐町保健福祉センター
096-235-8711
- ❖ 甲佐町教育委員会
（町生涯学習センター）
096-234-2447
- ❖ 水道管理センター
096-234-0755
- ❖ 町民センター
096-234-2459
- ❖ 老人憩いの家
（（社）甲佐町社会福祉協議会）
096-234-0423
- ❖ 御船町甲佐町衛生施設組合
（クリーンセンター）
096-282-0688
- ❖ 上益城消防署
096-282-1955
- ❖ 御船警察署
096-282-1110
- ❖ 上益城広域連合
096-237-2891
- ❖ 県上益城地域振興局
096-282-2111（代表）
- ❖ 県御船保健所
096-282-0016
- ❖ 県庁
096-383-1111（代表）

高騰による負担増を踏まえ、令和6年度に新たに住民税非課税または住民税均等割のみ課税となる世帯に対して、1世帯あたり10万円の給付を実施します。また、上記に該当する子育て世帯に、世帯内で扶養されている18歳以下の児童1人あたり5万円を支給します。

※令和5年度甲佐町電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金、住民税均等割のみ課税世帯に対する物価高騰対策重点支援給付金、または他の市町村で同様の低所得者世帯向けの給付金受給対象となった世帯は対象外です。

▼申請手続きについて

①「支給のお知らせ」が届いた世帯
手続きの必要はありません。

②「支給要件確認書」が届いた世帯
必要事項の記入および必要書類を添付して同封の返信用封筒で返送してください。

③令和6年1月2日以降に甲佐町に転入された人がいる世帯で、住民税の課税状況が確認できない世帯申請が必要です。転入前の自治体で取得した令和6年度の課税証明書を添付してください。

▼返送・申請期限

令和6年10月31日（木）必着

※詳細は、町公式ウェブサイトをご覧ください。



▼お問い合わせ先

町福祉課

☎ 096・234・1114

行政相談員に相談しませんか

9月から10月は、行政相談制度の普及・促進のための行政相談月間です。同制度は、行政評価事務所や行

政相談委員が公正・中立の立場から行政への意見や要望などを受け付け、解決の促進や行政運営の改善に活かします。

町では特設行政相談所を開設し、行政に対するご意見などを受け付けます。相談は無料で秘密は固く守られます。

●町特設相談所

総務大臣から委嘱を受けた行政相談委員（藤本玉留さん・仁田子区）が対面にて相談を受け付けます。

▼日時

10月16日（水）午前9時～正午

▼場所

老人いこいの家 会議室
（甲佐町大字岩下24番地）

▼お問い合わせ先

総務省熊本行政評価事務所
行政相談課

☎ 096・324・1662

職場のトラブル解決に「あっせん」をご利用ください

熊本県労働委員会は、解雇や労働条件の変更など、労働者と事業主とのトラブルについて、自主的な解決が難しい場合に、3名のあっせん員が話し合いによる解決をお手伝いする「あっせん」を行っています。手続きは簡単で、費用は無料です。労働者の方は正社員であるか否かにかかわらず、また、事業主の方も利用できる制度です。

「話し合いが進まない」「早く解決したい」そんな悩みをお持ちの労働者・事業主の方は、ぜひお気軽にご相談ください。

▼お問い合わせ先

県労働委員会事務局

☎ 096・333・2753

「県立高等学校あり方検討会」意見交換会の参加者を募集

県立高等学校あり方検討会（事務局熊本県教育委員会）では、熊本県立高等学校のあり方について話し合う「意見交換会」の参加者を募集します。詳しくは、熊本県高校教育課にお問い合わせください。

▼募集期限

11月22日（金）午後5時

▼内容

- ① 県立高校の現状説明
- ② 意見交換会

今後の参考にするため、規模や配置の考え方、定員割れ対策、通学区域の考え方等に関して、地域の実情や地域の方々のご意見を伺います。

▼開催日時

11月26日（火）午後6時から

▼会場

町生涯学習センター「輝」ホール

▼その他

検討会には、一般の希望者以外に地元小中学校、町役場、甲佐高校の関係者も参加されます。

▼申し込み・お問い合わせ先

熊本県高校教育課 高校魅力化推進室

☎ 096・333・2684

ぼうさい国体2024 in 熊本の開催について

国などが主催する全国最大級の防災イベント「ぼうさい国体」が熊本で開催されます。今年で9回目となる本大会は九州初開催で、多くの団体が出展し、防災に関するさまざまな講演、ワークショップ、展示などを行います。詳しくは、熊本県危機管理防災課にお問い合わせください。

▼日時

10月19日（土）、10月20日（日）

▼会場

熊本城ホール、熊本市国際交流会館、花畑広場

▼お問い合わせ先

熊本県危機管理防災課

☎ 096・333・2811

第84回県科学展開催のお知らせについて

県では、研究物を展示することで児童生徒や教職員の科学に関する興味、関心を喚起して児童生徒の科学する心を育成するために、第84回県科学展を開催します。県内の児童生徒や教職員が夏休みの自由研究などで取り組んだ科学研究物の中から、厳選された作品（昨年度は126点）が展示されます。科学実験の体験イベントも実施予定で入場料は無料です。詳しくは、熊本県立教育センターにお問い合わせください。

▼展示日

11月2日（土）～5日（火）

午前9時～午後5時

▼展示会場

東海大学熊本キャンパス3号館5階

▼お問い合わせ先

熊本県立教育センター

☎ 0968・44・6611

traffic safety

事件・事故件数

種別	発生件数	
	8月	年累計
人身事故	1	5
物損事故	25	127
盗難など	1	7

7月31日現在

fire prevention

出動火災件数

種別	発生件数	前年比較
家屋	3	0
原野	12	+2
その他	14	+2
合計件数	29	+4

9月15日現在

tax

町税などの滞納処分（8月分）

種別	件数・金額など
捜索	0件
差し押さえ件数	2件
公売回数	0回
公売件数	0件
滞納処分関連収入	398,926円

お知らせ

令和7年度新規就農支援 研修生を募集します

農業大学校では、農業担い手の育成のため、県内で就農を目指す社会人を対象に、就農に必要な知識や栽培技術などを基礎から学ぶ新規就農支援研修を実施しています。出願方法などの詳細は、熊本県ホームページをご覧ください。

お問い合わせ先

熊本県立農業大学校研修部

☎ 096・282・1963



スマートフォンでハザード マップの情報が聴けます

8月1日から、音声コード読み上げアプリ「ユニボイスブラインド」を使って、スマートフォンでハザードマップの情報を聴くことができます。利用料は無料です。視覚障がいのある人や高齢の人などの災害リスクの確認に御活用ください。

お問い合わせ先

県危機管理防災課

☎ 096・333・2811

農薬の空容器は 適正に処理しましょう

農産物を生産・出荷される人が使用した農薬空容器は、野焼きや不法投棄が法律で禁止されています。これら空容器の処分については、排出者である農業者が適切に処理するか、専門の廃棄物処理業者に処分を委託することが法律で義務付けられています。また、農薬空容器の処分にあたっては、容器内に残った農薬も適切に処分する必要があります。詳細は、購入店または県農業技術課にお尋ねください。

お問い合わせ先

県農業技術課

☎ 096・333・2381

開催

できることから始めよう、 みんなで食品ロス削減！

10月は「食品ロス削減月間」です。熊本県では、日常生活ですぐ取り組める4つの行動を食品ロス削減アクション『四つ葉のクローバー運動』として推進しています。

- ・ 買い物時の「てまえどり」
- ・ 外食時の「食べきり運動」
- ・ 事業者参加の「フードドライブ」

秋の行楽シーズン到来！

MISATO Town・KOSA Town

美里町・甲佐町

デジタルスタンプラリー キャンペーン2024

DIGITAL STAMP RALLY

開催期間

2024.10.1 ~ 2025.1.12

参加方法

- ① まずは下のQRコードをスマートフォンで読み込んでみよう！
- ② 簡単なアンケートに回答してスタンプラリースタート！
- ③ 美里町と甲佐町の観光スポットを訪れてスタンプをゲットしよう！
- ④ 集めたスタンプ数に応じて賞品に応募し豪華賞品を手に入れよう！



お手持ちのスマートフォン
やタブレットで QR コード
を読み込んでください

お問合せ

株式会社美里まちづくり公社
TEL：0964-27-9850
主催：美里町・甲佐町



スタンプ14か所

周遊コンプリート賞

道の駅美里 佐俣の湯 ロッジ または
NIPPONIA 甲佐疎水の郷

宿泊券（抽選にて2名様）



スタンプ8か所

周遊Wサンキュー賞

道の駅美里 佐俣の湯 または
甲佐町直売所くじ館で使える

5,000円クーポン券
（抽選にて8名様）

・消費者意識を活かす「食ロスチェック」
※詳しくは、熊本県ホームページをご覧ください。

▼お問い合わせ先

県消費生活課

☎ 096-3333-2309



甲種防火管理者資格
取得講習会を開催

上益城消防組合では、甲種防火管理者取得講習会を次の日程で開催します。

詳細は、上益城消防組合消防本部予防指導課にお尋ねください。

▼実施日

- ・11月21日（木）午前9時～午後5時
- ・11月22日（金）午前9時～正午

▼受講場所

上益城消防組合本部3階多目的

ホール

▼定員

先着35名

▼受講料

4000円（テキスト代を含む）

▼お問い合わせ先

上益城消防組合消防本部予防指導課

☎ 096-282-1963

くらし安全

10月11日（金）～20日（日）
全国地域安全運動

10月11日（金）は、「安全安心なまちづくりの日」です。「みんなでつくろう安心の街」をスローガンに全国一斉の地域安全運動が実施されます。

この運動は、地域住民、行政、各種団体、警察が連携して犯罪のない安全で安心して暮らすことのできる街をつくるという運動です。

御船警察署管内では、日頃から多くのボランティアが見守りなどの活動をされています。この機会に、家族や地域で防犯対策について考え、安全安心のまちをつくりましょう。

▼次の対策を行いましょう

- ・見通しの悪い場所や夜暗い場所など、地域の危険な場所を確認しましょう

- ・もしもの時に備えて、ランドセルやかばんなどに防犯ブザーを付けましょう

- ・不審な電話やメールは、家族や警察に相談しましょう

▼お問い合わせ先

御船地区防犯協会連合会

☎ 096-282-1110

令和6年度（秋季）狂犬病予防集合注射について

犬を飼っている人は、毎年1回、飼い犬に狂犬病予防注射を受けさせることが法律で義務付けられています。

本町で飼い主登録をされている人の中で、令和6年度の狂犬病予防注射を受けられていない方には問診票を個別に郵送していますので、ご記入のうえ、問診票を会場へお持ちください。また、登録が済んでいない人は、町環境衛生課（町水道管理センター内）まで申請に来られるか、集合注射当日に会場で登録を済ませ、鑑札（登録番号が記載されている札）の交付を受けてから接種させてください。

集合注射が難しい場合は、かかりつけの動物病院で狂犬病予防注射を受けてください。動物病院で狂犬病予防注射を受けたら、町環境衛生課（町水道管理センター内）にて注射済票（手数料500円）の交付を受けてください。

●対象

生後91日以上を経過している犬

●料金

- ・予防接種料3300円（注射料2800円＋注射済票交付手数料500円）
- ・犬の登録3000円（すでに登録がお済みの人は、再度の登録は必要ありません）

※おつりが生じないようにご準備をお願いします。

集団注射の日程は町公式ウェブサイトをご覧ください▶



【お問い合わせ先】

町環境衛生課（町水道管理センター内）

☎ 096-234-1169